

## 【改定前】太田市

料金は、使用期間1月につき、次の表に定める用途、メーターの口径及び使用水量に応じて算定した基本料金及び従量料金の合計額並びに私設消火栓を消防演習のために使用したときの料金算定額に消費税相当額を加えて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、給水装置の使用を開始し、その使用水量が1立方メートルに満たないときは、基本料金のみとする。

用途	口径別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1立方メートル当たり)	特別従量料金
一般用	13ミリメートル	600円	9立方メートルから19立方メートルまで 80円	一般用のうち口径13ミリメートルから25ミリメートルの従量料金は、1月の使用水量が8立方メートルまでは405円とする。
	20ミリメートル	1,380円	20立方メートルから39立方メートルまで 165円	
	25ミリメートル	2,170円	40立方メートル以上 210円	
	30ミリメートル	3,390円	1立方メートルから19立方メートルまで 80円	
	40ミリメートル	6,610円	20立方メートルから39立方メートルまで 165円	
	50ミリメートル	12,950円	40立方メートル以上 210円	
	75ミリメートル	34,080円		
	100ミリメートル	70,540円		
150ミリメートル	200,400円			
湯屋用	一般用に同じ		21円	
臨時用	一般用に同じ		250円	

### 備考

- 1 一般用とは、湯屋用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 湯屋用とは、公衆浴場営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 第18条第1項第1号の規定による水道の使用中止の届出を行ったときは、料金は徴収しない。
- 5 私設消火栓を消防演習のために使用したときの料金は、演習1回（10分間以内）ごとに300円とし、私設消火栓を火災時に消防のため使用したときは、これを徴収しない。
- 6 企業長は、水道使用者が、口座振替の方法により料金を納入するときは、上記表により算定した基本料金及び従量料金の合計額から口座振替1回当たり50円を減額することができる。ただし、水道使用者の責めに帰すべき理由により、管理者が別に定める納入期限までに料金を納入しないときは、この限りでない。

## 【改定前】太田市

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m<sup>3</sup>の場合  
55m<sup>3</sup> ÷ 2 = 27m<sup>3</sup> 余り1m<sup>3</sup>

①27m<sup>3</sup>の計算

基本料金		=	1,380円
従量料金	1~8m <sup>3</sup>	=	405円
	9~19m <sup>3</sup> (11m <sup>3</sup> × 80円)	=	880円
	20~27m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> × 165円)	=	1,320円
計		=	3,985円

②27m<sup>3</sup> + 1m<sup>3</sup> = 28m<sup>3</sup>の計算

基本料金		=	1,380円
従量料金	1~8m <sup>3</sup>	=	405円
	9~19m <sup>3</sup> (11m <sup>3</sup> × 80円)	=	880円
	20~28m <sup>3</sup> (9m <sup>3</sup> × 165円)	=	1,485円
計		=	4,150円

③合計

(3,985円 + 4,150円) × 110 / 100 = 8,948円  
(1円未満切り捨て)